

平成21年5月から裁判員制度が始まります！

裁判員制度の紹介

平成16年5月21日「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立し、平成21年5月21日から裁判員制度が実施されます。

裁判員制度とは、国民のみなさんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。

裁判員はこうして選ばれます

～前年の秋頃～

①裁判員候補者名簿を作ります

各地方裁判所ごとに、管内の市町村の選挙管理委員会がくじで選んで作成した名簿に基づき、翌年の裁判員候補者名簿を作成します。

～前年12月頃まで～

②調査票とともに候補者に通知します

裁判員候補者名簿に記載されたことを通知します。この段階ではすぐに裁判所へ行く必要はありません。また、就職禁止事由や客観的な辞退事由に該当しているかどうかなどを尋ねる調査票を送付します。

調査票を返送してもらい、明らかに裁判員になることができない人や、1年を通じて辞退事由が認められる人は、裁判所に呼ばれることはありません。

③事件ごとに名簿の中からくじで候補者が選ばれます

事件ごとに裁判員候補者の中から、くじで裁判員候補者が選ばれます。

～原則、裁判の6週間前まで～

④質問票とともに選任手続き期日のお知らせ（呼出状）が送られます。

くじで選ばれた裁判員候補者に質問票を同封した選任手続き期日のお知らせ（呼出状）を送ります。裁判の日数が3日以内の事件（裁判員裁判対象事件の約7割）では、1事件あたり50～100人程度の裁判員候補者にお知らせを送る予定です。質問票を返送してもらい、辞退が認められる場合には、呼出しを取り消しますので、裁判所へ行く必要はありません。

～裁判の当日～

⑤選任手続き期日

裁判員候補者のうち、辞退を希望しない方、質問票の記載のみからでは辞退が認められなかった方は、選任手続きの当日、裁判所へ行くことになります。裁判長は候補者に対し、不公平な裁判をするおそれの有無、辞退希望の有無・理由などについて質問をします。候補者のプライバシーを保護するため、この手続きは非公開となっています。

⑥6人の裁判員を選任

最終的に事件ごとに裁判員6人が選ばれます（必要な場合は補充裁判員も選任します）。通常であれば午前中に選任手続きを終了し、午後から審理が始まります。

